古賀市景観計画(案)に関するパブリックコメントの実施について

題名	古賀市景観計画(案)
趣旨	景観計画は、景観法第8条に定められる法定計画であり、市の良好な景観の維持・形成を推進していくためのマスタープランとなるものです。 このたび、計画の案を作成しましたので、これを公表し、みなさまからのご意見を募集します。
意見提出期間	平成30年2月19日(月)~平成30年3月20日(火) ※郵便(配達業者による送付を含む。)による場合は、当日消印有効とします。
案等の 公表する資料	 ・古賀市景観計画(案) 次の場所でも閲覧が可能です。 ・都市計画課窓口 ・古賀市役所正面玄関ロビー ・サンコスモ古賀 ・リーパスプラザこが交流館 ・リーパスプラザこが図書館 ・古賀市隣保館「ひだまり館」
応募資格	下記のいずれかに該当する方 (1)古賀市内に住所がある方 (2)古賀市内に事務所・事業所をお持ちの方 (3)古賀市内の事務所・事業所・学校に通勤・通学されている方 (4)この案の内容に関して直接の利害関係がある方 ※(1)(2)(4)については、個人・団体の別は問いません。
意見提出方法	意見提出書面の様式は自由ですが、氏名(団体の場合は団体の名称)、住所 (団体の場合は団体の所在地)、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず記載し、次のいずれかの方法で提出してください。 応募資格の4)のみに該当される方は、氏名等のほか利害関係の内容についても記載してください。 提出方法及び提出先 【直接持参】古賀市建設産業部都市計画課土地利用政策係 (古賀市役所第2庁舎3階) 8:30~17:00(土曜日、日曜日、祝日は除く。) 【郵便による送付】〒811-3192 古賀市駅東1-1-1 古賀市役所 都市計画課 土地利用政策係 宛 【ファクシミリ】FAX番号:(092)942-3758 【電子メール】 メールアドレス:tochisei@city.koga.fukuoka.jp

	※意見の提出にあたっては、あらかじめ次のことにご注意ください。○ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や来庁による口頭でのご意見は、お受けできません。○提出されたご意見に対して、個別の回答はいたしません。
結果の公表予定	平成30年6月
結果の公表につい て	 ○提出されたご意見は、最終的な決定をする上での参考とさせていただくとともに、ご意見の内容とそれに対する市の考え方を整理した結果を後日公表します。 ○具体的なご意見等を収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。 ○案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。 ○類似の意見は、整理集約することがあります。 ○記載された個人情報は、ご意見の内容について確認が必要な場合に利用します。また、提出されたご意見に含まれる個人情報は古賀市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、結果の公表の際には、当該個人情報を除いて意見の内容のみ公表します。
問い合わせ先	古賀市建設産業部都市計画課土地利用政策係(古賀市役所第 2 庁舎 3 階) 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1 TEL (092)942-1268 FAX (092)942-3758 E-mail tochisei@city.koga.fukuoka.jp